

第9回（平成26年度第5回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年11月27日（木）午後1時30分開会
場 所：札幌市教育文化会館3階 研修室301

1. 開 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 定刻となりましたので、第9回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

まずは、本日の委員の出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

本日、加藤委員、末岡委員、平野直己委員、渡辺委員よりご欠席の連絡をいただいておりますので、出席委員数は21名となります。

次に、会議資料の確認でございます。

会議次第の下に会議資料の枠がございまして、こちらの一覧のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。委員の皆様には、事前に会議資料をお送りさせていただいておりますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○金子会長 皆さん、こんにちは。

お忙しいところ、ありがとうございます。

この数日、テレビや新聞で西区での虐待事件が報道されておりました、私が住んでいる神戸でも取り上げられていて、心を傷めるところでございますが、子ども・子育て会議のますますの重要性がよくわかると思います。

本日は、新・さっぽろ子ども未来プランの計画素案が中心議題になっておりますので、各方面からのご意見をお願いしたいと思います。

その前に、議事1として、札幌市が条例で定める各基準についてご報告いたします。

これは、子ども・子育て会議でこれまで議論をいただいている内容でして、市議会に提出し可決されておりますが、一部の基準に経過措置を設けているということでございますので、経過措置の内容について事務局からご報告を頂戴いたします。

それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） 議事1について、資料1をもとにご説明させていただきます。

子ども・子育て支援新制度におきまして、札幌市が定める基準につきましては、国が示す基準を基本としながら、保育の質を確保するために必要な事項を上乗せするなど、子ども・子育て会議において議論いただいた内容で、平成26年第3回定例市議会に関連する条例案を提出し可決されたところでございます。そして、この中で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして、一部、経過措置を設けました。

経過措置の内容でございます。

専用区画の面積につきましては、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上

でなければならないと本則で規定しておりますけれども、改正条例の施行前から放課後児童クラブを行っていた施設につきましては、当分の間、この基準を適用しないものとする旨を附則に規定いたしました。

この経過措置を設けた理由でございます。

児童1人当たりの確保すべき面積を定めることによりまして、放課後児童クラブを利用できる最大の人数が決まることとなりますので、現在の利用者が制限されることがないように、また、入所できないことによる待機児童が発生しないよう配慮する必要があると考えたところでございます。

面積の確保につきましては、各施設の個々の状況に応じて検討する必要があることから、即座に対応していくことが困難だという面がございます。

また、一部の児童会館におきましては、建てかえ時期等も迎えてございまして、再整備に当たっては、建設費や施設の効率的な利用なども含めまして、学校との併設によることを基本に検討したいと考えております。

そこで、学校の改築時期も含めて調整を図る必要があることから、経過措置の期間につきましては、当分の間としているところでございます。ただ、快適な環境を早期に確保することは重要でございますので、過密化している児童クラブの解消につきましては、経過措置にかかわらず、対応策を検討してまいりたいと考えております。

議事1につきましては、以上でございます。

○金子会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご意見やご質問を頂戴します。

いかがでしょうか。

○柴田委員 こんにちは。

委員の柴田でございます。

経過措置の内容については理解しましたけれども、児童会館には耐用年数がございまして、一番古いものでは何年で、ミニ児童会館についてはどれぐらいなのでしょう。

と申しますのは、結局、何十年というようなことであれば、当分の間は改築されず、せつかくの1.65平方メートルという国基準が生かされない危惧があります。

あわせて、分離分割、グループ分けも国の計画の中に入っておりますね。これは、民間の学童保育もそうですけれども、児童会館が希望すれば分離分割となるのか、そのあたりについてご質問いたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） まず、児童会館では、石山児童会館が昭和44年の建築でございます。ミニ児童会館については、平成9年から整備を始めてございまして、学校の中につくっているということがございまして、基本的には学校の建築年次となります。

また、人数については、おおむね40人が単位として基本的にふさわしいことになってございます。ただ、実際に40名を超えているところにつきましては、グループ分けにより対応していこうと考えております。

○柴田委員 済みません、意を尽くせなかったところがあったと思います。

「当分の間」ということについて不勉強でわからなかったのです。ですから、石山児童会館でいえば昭和44年度ですが、この会館が改築や増築、移転となるまでの耐用年数をお知らせいただきたいと思います。また、ミニ児についても、どれぐらいなのか、大まかでいいので、具体的な数字でお願いいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） 一番古いところは石山児童会館でございますが、それぞれの改築や建てかえに合わせて、今後は基準を満たすよう、変えていくことになります。

年次につきましては、個々の会館や学校の改築年次に合わせることでありますので、個々の事情によって違ってきます。ですから、今のところ、それぞれの年次を具体的にお示しできないですけれども、そういったことに合わせながら調整していこうと考えております。

○平野（博）委員 「当分の間」については、この会議の中で余り議論されていなかったのかなと思っていますが、今、柴田委員がおっしゃったとおりだと思うのです。つまり、1.65平方メートルという基準が絵に描いた餅になってしまうのかということです。

例えば、ミニ児童会館を増築しようといっても、学校の教室が余っていないとどうしようもないだろうと思いますので、市教委との関係も含めて、調整をなされるのだろうと思っています。

逆に言えば、大規模なところについては、ミニ児童会館も含めて、分割したり、児童会館ではどうするのだというようなことを言ってくれないと前になかなか進んでいかないと思います。

例えば、40名の子どもに対して2名の指導員を置くことになっていますが、100名いれば5人ですね。児童会館の事務室は倉庫も兼ねていますから、そこに5人や6人が座れるのかなど、そんな具体的な議論まで出てくるわけでありませぬ。

定数の関係はきちんと予算要求されるというふうにお伺いしていますから、それはそれで構わないと思うのですけれども、トータルで将来展望がまだ見えない状態であれば、議論がなかなかできないのだろうと思います。しかし、例えば、5カ年でこの程度は子ども未来局として頑張ってみますなど、決意表明をしていただければ、少しは納得なのだろうと思います。

答えは要りませぬけれども、そんなことを含めて、そういうふうにはやっていかないといけません。会議で一生懸命やっても、当分の間は我慢してというふうなレベルではおさまりがつかないのだろうと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○金子会長 特に回答はよろしいですか。

○平野（博）委員 何かあればお願いいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） これは、児童クラブに限らず、後ほど議題になります未来プランの関係でもそうでした、今のところ、新規事業についてはなかなか難しいこともあります。ただ、来年度以降は、新たな中期計画を作成していくことになると思ひます。

ので、そこら辺と合わせながら、内容につきましては改めて検討させていただきたいと考えております。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、議事1はこれで終了したいと思います。

引き続きまして、本日の一番中心になる議事2の新・さっぽろ子ども未来プランの計画素案についてご説明をいただきます。

前回の会議でも、委員のご意見あるいはご質問に対して、事務局で計画素案の修正を行っています。それをもとにしながら説明をいただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(有塚子ども企画課長) それでは、議事2についてご説明いたします。

まず、資料2-1の新・さっぽろ子ども未来プラン計画素案でございます。

第8回の会議でお示しした計画素案について事務局で内容を精査したことに伴う変更と皆様からいただきましたご意見に伴う変更を加えたものとなっております。

それぞれの修正箇所についてです。

まず、事務局による変更につきましては資料2-2、各委員からいただいたご意見とその対応につきましては資料2-3にまとめるとともに、本書を修正した場合については、その中に網かけをしております。

計画全体の構成、概要につきましては、第8回でご説明した内容から大きな変更点はございませんので、本日は変更点につきまして順を追ってご説明させていただきます。

まず、事務局で変更いたしました内容の主なものについてです。

資料2-1の計画本書をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、表紙です。

計画の名称は、「新・さっぽろ子ども未来プラン」としてあります。これまでは「仮称」をつけてございましたが、「仮称」をとって、この名称にしてございます。

次に、2ページ目の最下段をごらんください。

このページには合計特殊出生率が載っておりますけれども、計画全般にわたり、用語の解説を該当するページにそれぞれ記載しております。

次に、3ページの計画の位置づけです。

上から4行目に、平成36年度までに期間が延長となりました次世代育成支援対策推進法に基づく市町村の行動計画としての位置づけを追加しております。

ページが飛びますけれども、77ページをごらんいただきたいと思います。

77ページに主な事業・取組がございます。

一番下に、児童会館・ミニ児童会館事業がございます。事業内容の欄の米印で放課後子ども総合プランに基づく目標事業量等と記載しており、欄外の一番下の行に児童クラブの

開設箇所が書いてございますし、78ページの最上段でも、放課後子供教室の整備計画、放課後児童クラブの開所時間が書いてございます。

こちらは、先ほど申しましたように、この計画を次世代法に基づく市町村の行動計画に位置づけたことによりまして、行動計画に盛り込む必要のある国の放課後子ども総合プランの内容をまとめたものとなります。

ページがまた飛びますけれども、88ページをごらんいただきたいと思います。

第8回会議では第5章を空白としておりましたが、これまで子ども・子育て会議でご意見をいただいてまいりました教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画を整理し、掲載してございます。

構成は、大きく二つに分かれております。一つ目は需給計画策定に関する基本方針等で、二つ目が需給計画となっております。

次のページをごらんください。

まず、需給計画策定に関する基本方針等としては、1点目に提供区域の設定について掲載しておりまして、内容につきましては、一部の事業を除き、行政区を単位としております。

次に、2点目に、教育・保育についてや各事業の説明を事業名等の中で掲載するとともに、それぞれの事業量の見込みに当たっての考え方を右側に掲載しております。

次に、1ページめくっていただいて、91ページをごらんください。

3点目といたしまして、提供体制です。

これは供給量のことになりますけれども、就学前児童が今後は減少見込みであることを踏まえまして、供給量の確保に当たっての考え方といたしまして、太枠内の①の既存施設の活用、②の区間調整などといったベースとなる考え方を示すとともに、教育・保育について、各施設や事業の供給量の確保の方策の順序などを整理しております。

最後に、93ページから127ページまでになりますけれども、教育・保育と各地域子ども・子育て支援事業の需給計画を全市、行政区ごとに整理して掲載してございます。

なお、第5章の掲載内容につきましては、これまでに子ども・子育て会議で承認いただいた内容から変更はございません。

次に、ページが飛びますけれども、130ページをごらんいただきたいと思います。

成果指標の設定についてでございます。

基本目標ごとの成果指標の基本目標1「子どもの権利を大切にする環境の充実」でございます。

この3点目にある「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」を新たに追加いたしました。いじめ自体がなくなるよう努力していくことは重要でございますが、不安を抱えたときに、それを抱え込まないことが行政の支援策ではとても重要でございます。そこで、それらの子どもの現状を把握するために、今回、この指標を新たに設定いたしました。

また、前回の資料では、計画全体の二つ目の指標「自分のことが好きだと思える子どもの割合」を基本目標1の指標としても再掲をいたしました。しかし、全体指標で包括しているということ、また、基本目標ごとにそれぞれ3点の成果指標を設定していることから、今回は削除させていただいております。

そのほか、計画の精査によりまして、幾つかの個別事業の追加をしたり、文言修正等を行ったりしておりますが、主な変更点は以上でございます。

以上が、事務局による変更の説明となります。

続きまして、資料2-3の計画素案に関する委員意見等への回答についてです。

委員の皆様からの意見につきましては、限られた時間の中で多岐にわたる貴重なご意見を多くいただき、まことにありがとうございました。

この資料では、左側に質問・意見の概要、右側に事務局の回答を記載しておりますが、本日は、時間の都合もございますので、ご意見のうち、計画本書へ反映させていただいたものにつきまして、その内容等をご説明させていただきます。

網かけの項目が計画本書へ反映したものでございます。

順に説明させていただきます。

まず、1ページの下から2番目のご意見です。

こちらは、資料2-1の計画本書の58ページが該当いたします。

ここでは、権利侵害からの救済体制の整備充実といたしまして、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に関する主な取組を掲載しております。ご意見といたしましては、児童家庭支援センターにつきまして、本来的な機能を発揮するためにも、児童虐待への対応や権利救済に関する相談窓口として掲載すべきというものでございます。そこで、このご指摘を踏まえまして、計画本書の59ページに「児童家庭支援センター運営費補助事業」を主な事業として追加いたしました。

次に、資料2-3の2ページ目の上段の労働者の処遇の改善等を含む人材の確保について基本施策の一つとして位置づけるべき、また、労働者の労働の質の向上を目指すべきといった内容のご意見でございます。

計画策定におきまして、労働者の処遇改善は重要な課題であると認識しておりますけれども、札幌市単独での支援は難しい現状にございますので、国への働きかけが重要と考えております。そこで、計画本書におきましては、66ページの上から三つ目の事業の「放課後児童クラブの質の向上」の3行目以降に放課後児童クラブに従事する者の処遇改善などに関する国への働きかけを記載しております。また、74ページの主な事業の一つ目の「教育・保育の質の向上」の4行目以降にも職員の処遇改善などに関する国への働きかけや施設等に対する支援を記載しております。

次に、資料2-3の3ページの上から3番目の子育て家庭に対する相談支援の充実に関するものです。

一つ目は地域力の活用といったご意見、二つ目は小さいエリアにおけるネットワーク形

成が必要だというご意見でございます。また、上から5番目の意見に何か新しい取組は考えられないかといったようなご意見もいただいております。

そこで、計画本書では、69ページの基本施策3「子育て家庭に対する相談・支援の充実」の施策の方向性の中段の2段落目の「そのためには」で始まる場所に、相談・支援の充実には地域との連携が重要であるという認識から、「地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど」という内容を加えまして、地域との連携推進について明記いたしました。また、子育て支援情報の効果的な情報発信の検討についても記載しております。

続きまして、資料2-3の3ページの下から2番目の網かけのところですが、計画本書の69ページから70ページにかけて掲載している「地域における子育て支援」の主な事業・取組の課題となる相談体制について、どの個別事業で相談が行われているのか、一般の方にわかりにくいのではないかといったご意見です。

そこで、主な事業・取組に掲載しております事業のうち、相談機能のある事業を上段にくるように並べかえてございます。具体的には、「子育て支援総合センター事業」から「児童家庭支援センター運営費補助事業」までが相談機能を有した事業になりますけれども、あわせて、それぞれの事業内容に相談できるということを明記いたしました。

続きまして、資料2-3の4ページの上から3番目のご意見です。

ただいま、相談機能を有する事業の四つ目の「児童家庭支援センター運営費補助事業」、計画本書では70ページの3番目の事業となりますけれども、児童家庭支援センターは、地域における身近な相談窓口として開設されたものであることから、本来の設置理念に基づき、児童虐待の予防防止はもちろんのこと、乳幼児から若者の自立支援に至るまで幅広く相談支援ができる機関として、地域における子育て支援の取組として掲載すべきといったご意見を受けてございますので、ここに事業を追加いたしました。

続きまして、同じく資料2-3の4ページの下段に網かけが三つございます。

一つ目は、保育の質を確保するため、札幌市が責任を持って保育施設へのサポートを充実すべきとのご意見です。二つ目は、保育ママ、多様な保育サービスなどの支援の場をつくるのに付随し、そこで支援を行う者に対する育成や支援が必要といったご意見です。三つ目は、小規模保育や家庭的保育においては、保育者の数が少ないことや、その後の保育の影響を懸念して利用者が不満等を伝えにくい状況にあると考えられることから、利用者の不安や疑問などを伝えるシステムを再構築してほしい、また、公的な保育である以上、これらの施設は認可保育所と同等の質を目指すべきとのご意見でございます。

いずれも、地域型保育事業など、新制度に伴う質の確保のための方策についてのご意見です。

それらへの対応につきましては、個別に回答しておりますが、計画本書の74ページの主な事業・取組の最上段の「教育・保育の質の向上」の中で、研修等の支援の対象といたしまして、地域型保育事業職員を追記して、新制度化における対応などを明確にいたしま

した。

続きまして、資料２－３の５ページの上から３番目の子ども時代から乳児に触れ、養育にかかわることが重要というご意見でございます。

こちらについては、次世代の育成という観点から重要なものでございますので、計画本書の７８ページの「多様な体験機会の提供」の３番目に、子育て支援総合センター等において実施しております「小・中・高校生等の育児支援体験」を代表的な事業として追加いたしました。

続きまして、資料２－３の６ページの上段の基本目標４「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の基本施策２「障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実」に関するもので、障がいのある人もない人も市民の誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う社会の実現という「さっぽろ障がい者プラン」の理念やインクルーシブという考え方に触れるべきといったご意見でございます。

こちらにつきましては、計画本書の８４ページの施策の方向性の初めの段落に、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもが個々の力を十分に発揮して成長できるよう、障がいや発達の状況に応じた配慮のもと、障がいのない子どもとともに成長していける環境づくりを社会全体で進めていくといった「さっぽろ障がい者プラン」の理念やインクルーシブの視点を盛り込んだほか、施策の方向性全体をこれらの考えをベースとした構成に変更いたしました。

最後になりますけれども、資料２－３の７ページの２番目の子どもの貧困に関するところで、貧困の再生産を防ぐための配慮を要する子どもと家庭へのきめ細かな支援として、企業への労働条件の改善、小学校卒業までの希望する学童保育所への入所優先・会費の減免といった具体的な提案をいただきました。

そこで、子どもへの貧困の対応につきましては、戻りますけれども、計画本書の５２ページの基本目標１「子どもの権利を大切にす環境の充実」の基本施策３「子どもを受け止め、育む環境づくり」の中の施策の方向性の最後の段落に貧困対策を検討する旨を追記しております。

今後は、法に基づく大綱や、国、北海道の動向を見据えながら、計画の取組を進める中で具体的な対応を検討していくこととしております。

計画素案に関する委員のご意見に関する説明は、以上でございます。

議事２については、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございました。

資料２－１、資料２－２、資料２－３を一緒にご説明をいただきました。

本書も含めて、ただいまのご説明に対して、ご意見やご質問を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

膨大な資料と計画の素案がずっと書いてありますので、事前に送付していただいたにせ

よ、全部をきちんと読むのはなかなか大変だったかもしれません。お気づきの点がございましたら、順不同でよろしいと思いますので、お出してください。

今回、一番最後に需給計画の具体的な項目も入っております。これは、夏までにまとめていただいた市民のニーズの調査データを主にお使いになっていると思います。こちら細かい数字がたくさんありますけれども、お気づきの点がございましたら、お出してください。

○山田委員 山田でございます。

具体的な施策の内容に立ち入るような意見かと思って遠慮していたのですが、時間もあるようですので、意見と質問を述べさせていただきたいと思います。

66ページ、基本目標2「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」の中の基本施策1における放課後児童クラブの質の向上という点についてです。

先ほども面積や指導者の人数についてお話がありましたけれども、この会議でも話題に上がったことのあるおやつ提供について、質の向上という中で再度ご検討をいただきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

先日、北海道新聞の家庭欄だったと思うのですが、育児施策について記事をよく書かれている片山さんの記事がありました。片山さんもお2人のお子さんを児童クラブに通わせているけれども、おやつ提供がないということで、それだけの理由ではないかもしれないのですが、やめてしまったのでぜひ検討していただきたいというようなことが書かれておりました。

私もそれを見まして、私自身も子どもをミニ児童クラブに預けているのですが、6時までおやつ提供もなく体を動かして遊ぶのは子どもにとっては非常によくはない環境だと思います。エネルギーが切れてくるといらいらもしてきますし、十分な遊びや充実した活動ができないと思いますので、児童クラブの質の向上の内容の一環として、おやつ提供についてもご検討いただきたいと思ひます。

もう1点は、先ほどの議事1に戻ってしまうかと思ひますが、面積基準を満たしていない児童クラブについては、来年度以降に具体的な施策として基準を満たしていないところがどこで、いつまでに、どういう機会を捉えて基準に適合するようにするかという計画を来年度に立てていただいて、こちらでお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。

この2点について、お願いいたします。

○金子会長 一つは、おやつ問題ですね。これからお願いします。

○事務局（有塚子ども企画課長） おやつ関係でございます。

現状といたしましては、平日18時から19時までの延長時間がございますけれども、その際、あるいは、長期休暇期間中につきましては、おやつなりをご持参いただいて、食べる時間を設けてございます。

ただ、日中の時間帯については、児童クラブの活動内容も含めて、こういった活動をす

るのがいいのかという中で、質の向上もあわせて、どういったことがいいのかを今後も検討していきたいと思っています。

2点目の1の経過措置に関することをございます。

経過措置につきましては、具体的に年限は設けておりません。改築や移転をしたときには基準を満たしてくださいとなっておりますけれども、具体的なことについては、先ほども申しましたように、学校改築に合わせていくようなことがございますので、どういったスケジュールでやっていくかについては検討していく予定でございます。今の段階で具体的にどういった中身になるかはわからない状況でございます。

○柴田委員 山田委員と同じように、私もおやつ必要性については何回も言っています。しかし、表立った施策が全然出てこないの、諦めておりましたが、最後に言わせていただければ、道新の片山さんの記事を見まして、私も全くそのとおりだなと思いました。

ここにいらっしゃる方の中でどのぐらいの方が児童会館育ちか知りませんが、給食を食べた後、18時ぐらいまで水しか飲まないで過ごしてきた方はここにどのくらいいるのかなと思います。私はそのように過ごしてきていませんけれども、それもあわせて、耐え切れないで、いろいろな事情で児童館から民間に移ってきた子どもたちを何人も知っています。

これは、子どもの権利条例と照らしてもおかしいのではないかと思います。学校では、食育ということで食の大切さを教えますね。その中で、小学生がおやつなしで過ごすのは望ましいということと言われることはほとんどないと思うのです。前にも私は述べたと思うのですが、そこら辺は、食育の専門家の方や栄養学のエキスパートの方などに参考意見を聞かれて、ぜひ実施の検討をお願いします。

また、子どもの権利条例について、これも児童会館から来たお子さんが言っていたのですが、意見表明権があると言うけれども、俺らは腹が減ったといつも言っているよな、だけれども、それをどこで言えばいいのだろう、役所の人に頼んでアンケートをとってもらえばいいのではないかとということがありました。ですから、今度、そういう会議があったときに、あなたたちが出て行って言えばいいのよと言ったのですが、子どもの意見表明権があるのであれば、ぜひ児童会館でおやつなしで過ごしている子どもたちの意見も取り上げてほしいです。

また、先ほどの議事1に戻りますが、150人規模の児童会館がある中で、子どもの体力低下が言われて久しいです。札幌の子どもの体力が落ちる一方です。一方では、体力が落ちるから、頑張っって遊べと言われても、遊ぶ時間が足りなくて、公園に行っても誰もいなくて、それで児童会館はといたら、150人規模の中で思いっきり力を出して遊べるでしょうか。そういうことを考えましたら、行政の考えていることと子どもの置かれている現状が合わないのではないかと思います。

私がこの委員の席に座って一番感じますのは、過去の5年間のプランを立てても、合計特殊出生率は上がりませんでした。では、我々が関連したことで、ここでプランを立てて、

出生率がなるべく上がるように、子どもの顔が輝くような施策にできるかに関しては、すぐく責任があると思うのです。

何回もと顔をしかめられるのを承知で、今、述べました2点に関して、もう一回考えていただけたらというのが切なる願いです。

○事務局（有塚子ども企画課長） 放課後児童クラブにつきましては、今、いろいろとおっしゃられたような登録児童がふえていることによる過密化など、いろいろな課題もございます。ただ、児童クラブの中でこういったことを今後やっていったらいいかにつきまして、以前に望むことについてアンケートをとったりもしてございます。そういったことも含めながら、今後、放課後児童クラブの内容を充実していくという中で何がいいのかを今後とも検討していきたいと思っております。

○秦委員 具体的な内容ですけれども、小規模保育や家庭的保育事業等に関してです。

ここにも出ていますけれども、連携施設の確保に当たっては、それぞれの事業所が自己努力でということが原則になっていると思うのです。

例えば、もし私の法人の保育園に突然女性の方が訪ねてこられて、私は近所で保育ママを始めたので、連携協力をお願いできますかと言われたときに、わかりました、ぜひよろしくとはならず、一瞬立ちどまってしまうところがあるのかと思います。

つまり、個人で開拓していくのは非常に難しいし、連携を受け入れる保育園にも何らかの優位性みたいなものがあれば、また変わってくるのかとは思っています。このまま事業だけがどんどん進んでいったときに、もしも小規模保育、家庭的保育が終わった後に行き先がなくなるようなお子さんやお母さんが出てきては困るとは思うのです。

ですから、連携施設の確保に関して、受け手側にも送り手側に対しても、行政的な工夫がもう少し必要な気がするのです。

○金子会長 大変大事なご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（渡邊待機児童対策担当課長） 待機児童対策担当課長の渡邊でございます。

今のご質問にお答えしたいと思います。

委員がご指摘のとおり、基本的には連携施設の確保については各園の対応をお願いしているところではございます。ただ、連携施設全てで、卒園後の受け皿や保育内容の支援などのいろいろな機能がございますけれども、受け皿を今の時点からしっかりと確保することは非常に難しいところかなと考えてございます。

この点は、国からも指摘がございまして、5年間の経過措置を設けてございます。札幌市としては、5年間の経過措置の間で、もちろん各園の皆様がいろいろと手を尽くした上でのお話でございますけれども、どうしても受け皿を確保できないということであれば、札幌市が利用調整の中で児童の受け皿をしっかりと確保していこうと考えております。

また、確かにおっしゃるとおり、全く初対面の方がいきなり保育所に行って連携施設はいかがでしょうかと言われても、そこはなかなか難しい部分があるかと思っております。そういった意味では、札幌市としましても、間に入って仲介を行うことも含めて検討してまい

りたいと思っております。

○秦委員 さらに言うと、お子さんが3歳を超えた後の受け皿だけではなくて、連携すると、ある程度サポートしなければいけない側面が出てくるわけで、そこもちょうちょしてしまう要因になろうかなと思うのですが、その辺もこれからの課題でしょうか。

○事務局（渡邊待機児童対策担当課長） 連携施設機能の中に、保育内容の支援といった機能もあるかと思えます。そういったことにつきましても、5年間の経過措置の中で、例えば、札幌市が保育についてのご相談を受けることも考えてございます。

○金子会長 秦委員、いかがですか。

○秦委員 今後に期待したいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

品川委員、お願いいたします。

○品川委員 品川でございます。

今の件とも関連しているのですけれども、認可外保育施設に関しては、巡回指導を強化するというようなことが書かれていますね。例えば、認可外保育施設以外の多様な一時保育があっても、フレキシブルではないためにそこを使わず、事件になってしまったマッチングサイトのようなところを使う方も出てくると思うので、そういうところをなるべく使わなくて済むようにできたらいいと思うのが1点です。

手軽だからどうしても使ってしまう人がいるとしても、今回、国が届出ということを行っていますので、一定の歯どめはかかるかなと思うのです。しかし、それに対してのことがここには書かれていないので、届出の後はどうなふうに考えているのだろうかということです。

それから、認可外保育施設もそうですし、今の小規模保育施設も巡回が随分出てくると、今までの人員ではすごく難しいのではないかなと思うので、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

私は、その辺が勉強不足で申しわけないのですけれども、札幌市では指導保育士という名称の位置づけがあったのでしょうか。他都市では指導保育士がいらっしゃって、その先生方が指導に回ることがあるのですが、そんな丁寧なことを考えていかなければならないと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

今の点について、いかがでしょうか。

○事務局（美田指導担当課長） 指導担当課長の美田でございます。

前日も、品川委員から保育の内容について心配されてご意見をいただきましたが、私どもも必要性を十分感じておりまして、指導内容につきましても現在検討しているところです。

それから、人員の配属につきましても、今いる職員の体制では足りない状況ですので、職員部にも配属について働きかけをしている最中でございます。

現在、家庭的保育者のための保育内容についての指導は、家庭的保育の指導者という名称で、初めての場合は、月1回程度の巡回によりいろいろな相談に乗っている状況です。今後、新しく認可される所につきましても、そのぐらいの必要性もあると認識しております。そして、保育内容の中身につきましても、カリキュラムの面について一からというところも中にはございますので、その点は人員を配置して、認可と言える札幌市としての保育内容をレベルアップしていきたいと考えております。

○金子会長 品川委員、よろしいですか。

○品川委員 認可外保育施設、あるいは、認可外保育施設に入らないような例のマッチングサイト的なことへの対応策はどんなふうに進んでいらっしゃるのですか。

○事務局（花田施設運営課長） 施設運営課長の花田でございます。

ベビーシッター事業などについては、利用しない方がいなくなる状況になるかどうかは非常に難しい問題かと思っております。

今度、国で届出制を導入することになっておりますけれども、届出を受けた後に市町村が指導監査をする仕組みになるのかどうかは国から示されてございませんので、今の段階では何とも言えません。

しかし、現在の認可外保育所ですと、届出を受けた認可外については巡回指導をしなければいけないことになってございますので、ベビーシッター事業についても、届出制が導入された後は、そういうような形になるのかと個人的には思っておりますが、具体的に示されていないのが現状でございます。

○柴田委員 品川委員のご質問と似たようなところですが、それは学童保育でも非常に危惧される所でございます。皆様もご存じのとおり、ちょっとした不祥事がございまして裁判沙汰になっているところでございます。

届出制になったときに、どれぐらい巡回指導や視察をされるのか。今までにも不幸な出来事が数々あったと思うのです。学童保育にも助成金を受けているところと無助成でやっているところが実際にあるわけで、無助成のところは治外法権のような状態になっているのです。その中で、暴力団排除についてのご配慮はいただいたのですが、保育業務にかかわる不適切な方たち、例えば、過去に犯罪者であった方たちについての配慮がまだなされておられません。あわせて、そちらの配慮もお願いして、事故を未然に防いでいただきたいと思っております。

○金子会長 今のご意見に対しては、いかがでしょうか。

それでは、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 岡田です。

今のベビーシッターのようなサイトを使ってという品川委員からお話がありましたけれども、私が所属しているNPOの地域支援をやっている民間の団体では、ベビーシッターのように訪問してお子さんをお預かりしたりお母さんの悩みを聞いたり、細かな支援を日々行うようにやっております。保育園がこれからどうなるかはわからないのですけれども、

現在、そういった形で預ける方がここ10年ぐらいは下がらずにずっとふえている状況です。

ただ、お母さんたちが保育園などの集団の場所への一時預かりではなく、私たちのところにやってくるのは理由があって、お母さん自身が育児困難を抱えていて、そういったところに申し込む力がなかったり、サービスを探す力がなかったりするのが見えます。また、ほかの方には知られたくないということもあるのです。どちらかという、子どものことよりお母さん自身が話を聞いてほしかったり、いろいろなことを教えてほしいというような本当に複雑で深いいろいろな事情がある中でそういったサービスを使っている方がたくさんいらっしゃるのです。

ニュースでも取り沙汰されているように、望ましくない事件になってくる悲しいことがあるのも事実で、私たちはすごく残念に思っています。ただ、届出が進められていく可能性があるというところでは、全うにと言ったらおかしいですけども、私たちも誠意を持ってお母さんたちを支援していきたいと思って活動していたり、仕事を起こしている人たちは、外には余り見えてこないですけども、たくさんいるわけです。しかし、何かがあったときや心配なときに相談に行けるところはなかなかないので、届出制度があることで、つながれたらいいなと現場としては思っていますし、品川委員がおっしゃったように、届出をすることで地域や行政とちゃんとつながって支援していけるようになったらいいなと思います。

本当は、これからそういうふうになり得る可能性のあるという文言が載っていればいいかと思います。今すぐは難しいかもしれませんが、そういうことも考えていただけたらいいかなと思っています。

○事務局（有塚子ども企画課長） 子ども企画課長の有塚です。

今のベビーシッターのお話やお子さんを預かっている事業についてお話がありました。

学童保育というか、放課後健全育成事業の届出の件でいきますと、来年度から新制度により届出制がとられます。ただ、どこまでが届出の内容として含まれるのかは国から何もまだ示されてございません。届出された段階で施設の状況などを見なければいけません。あるいは、やっていく中で、設備や運営に何かしらがあれば勧告をすることにはなっておりますので、そういった現状を見ながら対応していきたいとは思っております。

○品川委員 補足します。

私は、全てのベビーシッターのようところが利用されなければいいということではありません。言葉が足りなくて済みません。事故につながるようところが利用されなくて済むようにということです。

むしろ、緊急サポートでやられているのか、もっとフレキシブルにやって、ボランティアで預かってもいいというちゃんとした人たちにつながるような何かがあったら、今の若いお母さんにはすごくいいのではないかというような趣旨でございます。

○岡田委員 品川委員、ありがとうございました。そのように認識していたので、大丈夫

です。

今説明していただきました届出制度は、実施が決まりなのですか。

○事務局（有塚子ども企画課長） 放課後児童健全育成事業につきましては、新制度により4月1日から届出をしていただくこととなります。

○岡田委員 その前の子どもたちのことについてはまだ具体的には決まっていないのですか。

○事務局（花田施設運営課長） 届出制になるということは来てはいますけれども、まだ具体的には示されていないところがございます。

○岡田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○山田委員 山田でございます。

先ほど、品川委員からのご質問の中に、巡回指導する際、指導保育士という方が札幌市でいらっしゃるのかどうかというお話があったかと思えます。私は不勉強で、指導保育士という言葉は初めて聞いたものですから、どういう立場なのか、札幌市にいらっしゃるのか、巡回指導のときにどういう役割を果たすのかなどについて教えていただければと思います。

○事務局（美田指導担当課長） 札幌市では、そのような名称の職員はおりません。

現在、障がい児保育や認可外に巡回指導している職員は、係長クラス、主任クラスの保育士で、集団保育などの経験を積んだ保育士が配属されております。異動により、保育園の園長になったり、園から指導係に来るという立場で、保育士が巡回しております。

○品川委員 私が申し上げた指導保育士というのは、国の資格ではなくて、今おっしゃったように、園長を経験されたような先生が指導保育士という立場でそれを専門にやられているという行政区での呼び方です。

○秦委員 別の質問で、相談支援に関することです。

資料2-1の69ページになるのでしょうか。

後期計画のころからずっと言われているのですがけれども、相談を受ける窓口はたくさんあるけれども、利用されている頻度や市民に理解されている認知度が余り高くないということに関して、今後、新たな取組が必要かと思われる中で、69ページの中段ぐらいのところ、「そのためには、地域内の子育て支援にかかわる施設や事業が」とあり、続いて、「相談・支援体制を整えることが重要であり、区保育・子育て支援センターの役割の見直しを図るとともに」と書いてありますね。勉強不足で済みませんが、具体的にどのように役割の見直しを図るのでしょうか。

さらに、それより2段ぐらい上のところに、「このことから、今後、子育ての不安や負担の軽減をさらに図っていくためには、必要な時に行政の相談機関を気軽に利用してもらえ環境を整えていく」と書いてあるのですがけれども、環境を整えることについて具体的なイメージがあるのか、あわせてお教えいただければと思います。

○事務局（高橋子育て支援総合センター担当課長） 子育て支援総合センターの高橋でご

ざいます。

今ご質問いただきました区保育・子育て支援センターの役割の見直しについてです。

平成27年度から新たに利用者支援事業も入ってまいります。利用者支援事業については、行政の中で実施していくという方針のもと、区保育・子育て支援センターを区の拠点とし、各区にあります子育て支援係等と連携して相談・支援体制の充実を図っていききたいということが一つでございます。

もう1点のご質問ですが、子育て支援環境の充実についてでしょうか。

○秦委員 そこから上に2行ぐらい上がってもらったところの環境を整えていくことが重要だと書いてある具体的なイメージはどんなものですか。

○事務局（高橋子育て支援総合センター担当課長） 必要なときに行政の相談機関を利用していただけの環境では、子育て支援ガイドやホームページ等でこのようなところに相談していただくことができますという情報発信を今までもしてきておりましたが、十分に機能されていないということでは、今後、さらに効果的な情報発信について検討を進めていきたいというふうに考えています。

また、地域内での子育て支援にかかわる施設や事業間の情報共有については、区、ちあふるを拠点といたしまして、地域の常設子育てサロンや地域主体の子育てサロン等と情報を共有できるような機会等も十分つくっていきながら充実させていきたいというふうに検討を進めております。

○金子会長 今のご質問の参考になるところが33ページと34ページにあります。これは、平成25年度のニーズ調査の結果の一部でしょうけれども、相談相手や情報の入手先、今後、希望するという市民のいろいろな意見の序列があります。こういうような内容が札幌市民の平均的なニーズなので、そこから今の施設を特に活用するという話と、例えば、配偶者や祖父母、友人、知人、保育士というような相手、あるいは、マスコミや札幌市の広報を通してといったずれみたいなのがあって、徐々に縮めていくしかないのではないかという気がします。

ニーズ調査の結果を生かすとすると、その両方を見ていかないといけないのかなという印象ですが、いかがですか。

○秦委員 これは以前から問題視されている部分で、一つの窓口の中で、そこへ行けば情報が得られて、そこから振り分けられて、さらに前に進んでいけるという意味で、ここへ行けば、保育からいじめから、とりあえず話をまず聞いてもらえるという場所がないと、専門分野や得意分野が分かれているので、相談できる場所を自分で探そうとしても、たどり着かない人も結構いるのかなと思うのです。

広報も大事ですけれども、仕組みの中で何かを考えていけたらと思います。

○金子会長 仕組みの中でということでございます。すぐにはできないかもしれませんが、方向性みたいなものが何かございましたら、事務局から回答をいただけませんかでしょうか。

○事務局（福田子育て支援部長） 子育て支援部長の福田でございます。

貴重なご意見をありがとうございます。

確かに、今、秦委員がおっしゃられように、皆さんは困ったときではないと情報に接しようとなかなかされません。そこで、困ったときにどこを利用すればよいかです。

もう一つは、できるだけ身近なところで受け入れるようにということです。先ほど高橋からもご説明いたしましたが、できるだけ身近なところで相談を受けてもらえるような常設サロンや地域のサロンに私どもが支援に出向いていろいろな情報を出し、何かがあったときに相談を受けられるような体制を今後はつくっていきたいと考えてございます。

それから、これは今後の検討材料かと思いますが、もっと相談しやすい方法についてです。今は、インターネットなど、いろいろな方法があろうかと思いますが。そういった形で相談しやすい方法、身近な方法、それから、委員がおっしゃったように必要なときにどこかへ行けばつなげてもらえるなど、できるだけ多くの方策を考えていきたいと思います。

○三井委員 三井です。

意見ですけれども、認定こども園も幼稚園、保育園、子育て支援をやらせていただいて、今、子育てひろばとして地域のどこにも属していない親子に来ていただいております。お母様の悩みもちょっとした不安を聞いてもらってスッキリすることから、もしくは、本当に困って解決策が必要だというさまざまなニーズがあるかと思います。

私どもの取組に対するニーズがだんだんとふえてきまして、15組から20組くらいの親子が遊びに来て、その中で私どもの教諭が何となくな感じで相談を受けております。夜泣きが大変ですとか、おむつトレーニングをいつしたらいいのですかということなど、インターネットではいろいろな解決策がたくさんあるにもかかわらず、どれを選び取っていいかわからないのが現状だと思います。

今、福田部長が言われたように、いろいろなニーズに対応できるように、さまざまな実態調査をもっと深くするべきだと思います。ですから、私どものような保育所でもそうだと思いますし、ほかのところでもいろいろな意見や悩みをお母様方から受けていると思いますが、その受け皿としてさらに細かく段階を持って、これからはどうしたらいいかをもうちょっと深く掘り下げて行って、こういう場で意見交換ができればなと思っております。

○金子会長 特に回答はよろしいですね。

○三井委員 はい。

○金子会長 ありがとうございます。

下村委員、お願いします。

○下村委員 今、相談員を求められておりますが、資料2-3の4ページに相談のことについて書いてありますね。

厚別区のあつべつきた幼稚園には、教育支援員が1名いらっしゃいまして、教育支援員が市立幼稚園を会場に地域教育相談を行っています。普通は、ちえりあに相談に行っても何カ月も待たされることがありますけれども、各区に1名いらっしゃる教育支援員は260

件ぐらいの相談抱えているそうです。今年は、10月までに160件を超えていると言います。ということは、ニーズがすごくあるということですから、教育支援員の増員なりを図っていただき、より身近にいい相談相手が、ましてや、専門知識がある相手がいればいいのではないのでしょうか。

○岡田委員 今のお話につけ加えまして、地域のサロンの中でお母さんの悩みを聞き取れるという機能もできたらという高橋課長のお話だったのですが、お母さんの気持ちに寄り添って、そこをうまく聞き取って、聞いてあげるだけのときもあったり、それをどこかにつなげていくこともあるのですが、それにも力量とスキルが必要です。

特に地域で行われているサロンや広場は、そういった専門知識のない子育て経験をしてきた近所のおばちゃんなど、子育てが一段落したような方たちが地域支援としてやっているのです。その役割は本当に大きいけれども、専門性がないのです。

そういうところでも地域のお母さんたちの悩みを拾えるような研修のようなものをしていただけたらと常々思っておりますので、もしできることならば、そういった専門性のない地域支援しているような広場やサロンをやっている方たちのために、遊び方などではなく、お母さんへの寄り添い方みたいな研修会があったらいいなと思っておりますので、もしできましたら、お願いします。

○金子会長 ありがとうございます。

特に回答はよろしいですか。

○岡田委員 はい。

○金子会長 長時間議論していただいておりますが、よろしいでしょうか。

○大久保委員 大久保です。

まず、基本目標4の配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実の基本施策2の障がい子ども云々のところの施策の方向性を非常に広く書きかえていただきまして、とてもよかったなと思いました。

なお、86ページの「個別の教育支援計画作成による支援の推進」の中の2段目には、サポートファイルという言葉があると思います。

事前にもっとよく見ておけばよかったのですが、サポートファイルさっぽろが余り有名ではないのかもしれませんが、札幌市保健福祉局の障がい福祉課と教育委員会などが中心になって、その他関係者が努力して、2年ぐらいかけてつくったものがあります。市のホームページにもダウンロードできるように載っているのですが、管轄部署が障がい福祉課と教育委員会になっているのです。

ただ、これは、もともと、発達障がいや知的障がい、身体障がいなど、要するに育ちにくい子どもたちのためにつくったものなのですが、一般化されていまして、どの子にも使えるように書きかわっていて、しかも、乳幼児健診でも配ろうという仕組みに持っていこうとしているはずなのです。

これは先ほどの相談支援のときにもとても使えるものですし、学校教育だけではなくて、

生まれたときから使えるものなので、サポートファイルさっぽろをもっと活用できるように、どこに入れたらいいかを考えていたのですが、先ほどの相談支援の一つのメニューとして既にあるものですから、サポートファイルさっぽろの活用をぜひどこかに入れ込んでいただいて、関係各部署で活動していただくことを入れていただけないかと思いました。

○金子会長 学校教育部ではいかがですか。

○事務局（美田指導担当課長） 学校ではないのですけれども、保育園には全園にサポートファイルを送付しておりますので、場合によっては活用を促しております。

○大久保委員 きっとプランの中に入り込んでいたほうがいいと思ったのです。

例えば、69ページの基本施策3の子育てに対する相談・支援の充実の地域における子育て支援の中の一つのメニューとしてきちんと入れ込んでおいたほうが市民もわかりやすいので、そういう提案です。入れる場所は、どこでも構いません。

○事務局（有塚子ども企画課） 今ご意見をいただきましたので、今後、そこら辺は関係部署と協議しながら考えていきたいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

予定されている時間が大体参りました。

もう一つの議題ともう一つの会議が次に予定されておりますが、ほかにいかがでしょうか。

○平野（博）委員 簡単に行きます。

2ページ目の「しかしながら」のところで、全国と同様、今なお低い水準で推移しているというのは危機感が足りないのかなと私は思いました。

例えば、合計特殊出生率も全国平均より0.3ポイント低いですし、政令市では最下位です。このままいきますと、札幌の人口や労働力人口もどんどん減っていくというような状況で、維持可能な社会構造が崩壊してしまうのではないかというような中で、未来プランをどうするかです。それだけで出生率が上がるわけではないのですけれども、そういったことをきちんと書き込むほうがいいのではないかと思います。

前々回も含めて、人口が減っていくことを看過するのはまずいというような話を書いておかないとまずいと思いますので、その辺を何とかしていただきたいと思います。

○金子会長 初めにのあたりにそういうことを少しということですね。

学問としてこの問題をずっと追いかけてきた立場からしますと、資料の38ページに、これは非常に有名なデータですけれども、札幌市の3世代同居の比率が一番低いということがあります。つまり、おじいちゃん、おばあちゃんの支援が直接できないという構造があるのです。

もう一つは、図42の未婚率が男子、女子とも高いです。そして、日本人は結婚しないと子どもを産まないで、これだけ高い未婚率では、当然、子どもが生まれにくい社会であります。

おまけに、36ページの図38にあらわれていますが、今、平野（博）委員もおっしゃ

ったように、札幌市の合計特殊出生率がずっとビリできています。ある意味、150年の歴史として出てきている数字なので、一朝一夕には変えられないところで、10年前からの次世代育成があるわけです。ですから、そういうことを踏まえて、頑張らなければいけないみたいな話を初めのあたりにちょっとでも入れてくれというご趣旨ではないかと思えます。これについては私どもでご相談させていただいたほうがいいかと思えます。

時間の関係で、議事2はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、これについては認めていただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事3の児童福祉審議会機能の移管(追加)についてお願いします。

○事務局(有塚子ども企画課長) それでは、資料3に基づきまして、児童福祉審議会機能の移管についてご説明させていただきます。

資料3の中段にイメージ図がございます。

現在、札幌市では、社会福祉審議会の中にある児童福祉専門分科会に児童福祉審議会の機能を持たせておまして、ここで児童福祉法に関連する事項のご審議をいただいているところがございます。しかし、新制度の開始を踏まえまして、児童福祉審議会の機能等を子ども・子育て会議に移管する条例改正を予定しておりますことから、その概要についてご報告をさせていただきたいと思えます。

まず、その理由についてです。

資料の下に表がございますけれども、現在、幼保連携型認定こども園の認可につきましては子ども・子育て会議でご審議をいただいておりますけれども、保育所や地域型事業の認可につきましては社会福祉議会での審議事項となっております。また、認可定員の範囲内で設定する利用定員につきましては、子ども・子育て会議での審議となっております。

こういったように、類似・関連する事項でございますけれども、現在はそれぞれの会議で別々に審議を行っていることから、子どもに関する附属機関の機能を集約することで専門性が高まるとともに、効率的にご審議をいただけるものと考えております。また、児童福祉審議会機能の移管に合わせまして、現在、児童福祉専門分科会に所属している委員の皆さんにつきましても、子ども・子育て会議に移った上で新たに立ち上げる部会に所属していただくことを想定しております。

次に、資料の裏面になりますけれども、児童福祉審議会の主な権限を太枠で記載しております。

主な権限といたしまして、一つ目は、保育所と地域型保育事業の認可や停止などです。二つ目は、母子保健やひとり親家庭の福祉などについてです。三つ目は、児童の措置や一時保護などに関するものです。

条例改正後につきましては、これらの事項につきましても、子ども・子育て会議においてご審議をいただき、ご意見を頂戴することとなります。

今後のスケジュールでございます。

3に記載してありますとおり、条例の改正につきましては、3月上旬ごろを見込んでいるところでございますが、平成27年第1回定例会市議会に提案させていただき、議会の議決をもつての決定となります。その後、3月中旬ごろに子ども・子育て会議の中で部会の権限や構成などについてお諮りしたいと考えております。

資料3の説明については、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

社会福祉審議会に所属していた子ども・子育て会議に一番近い専門分科会である児童福祉専門分科会をこちらに移すというご提案でございます。以前は、社会福祉施設等整備審査専門分科会で保育所の設置認可のことと、同時に、特別養護老人ホームの両方の議論をやっていたものを切り離すというご提案でございます。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、承認していただいたということで、ありがとうございます。

今、スケジュールもあわせてお話をいただきましたが、全体としてご質問やご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、事務局に進行をお返しいたします。

どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日も、さまざまなご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

計画素案の修正につきましては、いただいたご意見等を踏まえて再度検討させていただきまして、修正箇所等につきましては、パブリックコメントの際に皆様にお伝えをさせていただきたいと思っております。

また、次回の会議は、パブリックコメント後、おおむね3月中旬の開催を予定しておりますので、年が明けましたら日程調整をさせていただきます。

なお、この後、3階の研修室302にて、認可・確認部会を開催いたしますので、部会のメンバーの方は会場までご移動をお願いしたいと思います。およそ10分後に開催させていただきたいと思っております。本日の部会は公開で実施いたしますので、傍聴を希望される方は研修室302までご移動をお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上